貨物軽自動車運送約款

目次

第一章　総則　（第一条・第二条）
第二章　運送業務
　第一節　通則　（第三条・第五条）
　第二節　引受け（第六条・第十六条）
　第三節　積込み及び取卸し（第十七条・第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　責任（第二十九条・第三十条）
　第七節　運賃及び料金（第三十一条・第三十七条）
　第八節　責任の消滅（第三十八条・第三十九条）
　第九節　運送賠償額（第四十条・第四十一条）
第三章　附帯業務（第四十二条・第四十五条）

第一章　総則

（事業の種類）

第１条　当店は、貨物軽自動車運送事業を行います。

２　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第２条　当店の締結する貨物軽自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

２　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込に応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第３条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の優先）

第４条　当店が、運送の申込を受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は緊急しやすい貨物の運送を行う場合その他正当な理由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第５条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め一日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離七百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。

２　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　引受け

（貨物の種類及び性質の確認）

第６条　当店は、貨物の運送の申込があったときは、その貨物の種類及び性質を明示することを申込者に求めることがあります。

２　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者がその明示を怠ったことに疑いがあるときは、申込者の立会いの上で、立会を点検することがあります。

３　その立会いを拒んだときは、申込者の同意を得て、当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明示したところと異ならないときは、申込者に負担させた点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第７条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込が、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明示をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当店が運送に適する設備がないとき。

四　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送拒絶）

第８条　運送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二　集荷先及び配達先又は発送地及び到着地（団地その他当該建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

三　運送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項

五　荷造りの作成地及びその作成年月日

六　運送状の作成地及びその作成年月日

七　貨物の価額、高価品については、貨物の種類及び価額

八　品代金引換の取立てを委託するときは、その旨

九　運送保険に付することを委託するときは、その旨

十　その他その貨物の運送に関し必要な事項

（高価品及び危険品の通知）

第９条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び金融証書

二　宝石、貴金属、白金その他貴金属イリジウム、タングステンその他の希金属、金細工品、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各製品

三　美術品及び骨董品

三　容積及び荷造りを加えた一キログラム当たりの価格が二万円を超えるもの（動物を除く。）

２　前項第三号の一キログラム当たりの価格の算出は、一荷造りごとに、これをします。

３　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の拒絶又は限定的な承諾の場合）

第10条　当店は、貨物運送人が運送の申込をするに当たり、運送の危険の程度その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、貨物運送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送します。

（荷造り）

第11条　荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び破損等の種類等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

２　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

３　当店は、貨物の荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その荷造りの不備による損害を負担することがあります。

（外装表示）

第12条　荷受人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一　事項については、この限りではありません。

荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

（引受拒絶）

第６条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込が、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明示をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当店が運送に適する設備がないとき。

四　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送拒絶等）

第７条　運送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二　集荷先及び配達先又は発送地及び到着地（団地その他当該建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

三　運送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項

五　荷造りの作成地及びその作成年月日

六　運送状の作成地及びその作成年月日

七　貨物の価額、高価品については、貨物の種類及び価額

八　品代金引換の取立てを委託するときは、その旨

九　運送保険に付することを委託するときは、その旨

十　その他その貨物の運送に関し必要な事項

（高価品及び危険品の書面告知）

第８条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び金融証書

二　宝石、貴金属、白金その他貴金属イリジウム、タングステンその他の希金属、金細工品、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各製品

三　美術品及び骨董品

三　容積及び荷造りを加えた一キログラム当たりの価格が二万円を超えるもの（動物を除く。）

２　前項第三号の一キログラム当たりの価格の算出は、一荷造りごとに、これをします。

３　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の拒絶又は限定的な承諾の場合）

第９条　当店は、貨物運送人が運送の申込をするに当たり、運送の危険の程度その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、貨物運送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送します。

（荷造り）

第10条　荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び破損等の種類等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

２　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

３　当店は、貨物の荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その荷造りの不備による損害を負担することがあります。

（外装表示）

第11条　荷受人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一　事項については、この限りではありません。

荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

第二節　運送業務

（受付日時）

第３条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の優先）

第４条　当店は、運送の申込を受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は緊急しやすい貨物の運送を行う場合その他正当な理由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第５条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め一日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離七百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。

２　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第三節　引受け

（貨物の種類及び性質の確認）

第６条　当店は、貨物の運送の申込があったときは、その貨物の種類及び性質を明示することを申込者に求めることがあります。

２　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者がその明示を怠ったことに疑いがあるときは、申込者の立会いの上で、立会を点検することがあります。

３　その立会いを拒んだときは、申込者の同意を得て、当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明示したところと異ならないときは、申込者に負担させた点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第７条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

一　当該運送の申込が、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明示をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当店が運送に適する設備がないとき。

四　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送拒絶等）

第８条　運送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二　集荷先及び配達先又は発送地及び到着地（団地その他当該建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

三　運送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項

五　荷造りの作成地及びその作成年月日

六　運送状の作成地及びその作成年月日

七　貨物の価額、高価品については、貨物の種類及び価額

八　品代金引換の取立てを委託するときは、その旨

九　運送保険に付することを委託するときは、その旨

十　その他その貨物の運送に関し必要な事項

（運送状の交付）

第９条　運送人は、当店が運送状の交付を請求しないときは、運送状を交付しません。

２　運送状には、運送人又は荷受人の署名又は記名捺印がなければなりません。

（運送状の訂正）

第10条　運送状の記載事項に誤りがあるときは、当店は、その訂正を請求することがあります。

（運送状の保管）

第11条　当店は、運送状を受け取ったときは、これを保管しなければなりません。

（荷受人の通知）

第12条　当店は、荷受人が貨物の運送中又は到着後において、荷受人の氏名又は商号若しくは住所又は電話番号を知ったときは、遅滞なく、荷送人にその旨を通知しなければなりません。

（荷受人の変更）

第13条　荷受人は、貨物の運送中又は到着後において、荷受人の氏名又は商号若しくは住所又は電話番号を変更しようとするときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

２　当店は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、荷送人にその旨を通知します。

（荷受人の義務）

第14条　荷受人は、貨物が到着したときは、遅滞なく、運送状と引換に貨物を受け取らなければなりません。

２　荷受人は、貨物の一部滅失、延着又は破損があるときは、貨物を受け取った後、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

３　荷受人が、前項の通知を怠ったときは、貨物の一部滅失、延着又は破損がないものとみなします。

（荷受人の貨物引渡請求）

第15条　荷受人は、貨物が到着したときは、運送状と引換に貨物の引渡を請求することができます。

２　荷受人は、貨物の一部滅失又は延着があるときは、貨物の全部滅失の場合を除き、貨物の引渡を請求することができます。

（荷受人の貨物引渡拒絶）

第16条　荷受人は、貨物の引渡を受けるまでに、運賃、料金等を支払わなければなりません。

２　荷受人は、貨物の一部滅失又は延着があるときは、貨物の引渡を受けるまでに、滅失又は延着による損害賠償額の支払を請求することができます。

（荷受人の貨物検査）

第17条　荷受人は、貨物の引渡を受けるまでに、貨物の検査をすることができます。

２　荷受人が、貨物の検査をしたときは、貨物の引渡を受けたものとみなします。

（荷受人の貨物引渡拒絶）

第18条　荷受人は、貨物の引渡を受けるまでに、運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物の引渡を拒絶することができます。

２　荷受人は、貨物の一部滅失又は延着があるときは、貨物の引渡を受けるまでに、滅失又は延着による損害賠償額の支払を請求することができます。

（荷受人の貨物引渡拒絶）

第19条　荷受人は、貨物の引渡を受けるまでに、運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物の引渡を拒絶することができます。

２　荷受人は、貨物の一部滅失又は延着があるときは、貨物の引渡を受けるまでに、滅失又は延着による損害賠償額の支払を請求することができます。

（荷受人の貨物引渡拒絶）

第20条　荷受人は、貨物の引渡を受けるまでに、運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物の引渡を拒絶することができます。

２　荷受人は、貨物の一部滅失又は延着があるときは、貨物の引渡を受けるまでに、滅失又は延着による損害賠償額の支払を請求することができます。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第21条　当店は、運送状に記載された又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、運送状に記載された配達先又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（運搬等当に対する引渡し）

第22条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、雇用者又はこれに準ずるもの。

二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者。

（留置権の行使）

第23条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

２　前項の支払いを受けない貨物の引渡しを締結した運送契約について、運賃、料金又は品代金引換の取立てをしたときは、荷送人との運送契約について、当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（貨物引換証の受取拒絶）

第24条　当店は、貨物引換証を発行したときは、これと引換えでなければ、貨物の引渡しをしません。

２　貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申し立てをして、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることを示してを相当の担保を提供した後でなければ、当店はその貨物の引渡しをしません。

３　前項の担保は、除権判決の確定後、これを返還します。

（荷物の優足）

第25条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、運送状に記載された荷受人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に荷受人を確知すべきことを催促することがあります。

２　当店は、前項の場合には、運送状に対し、相当の期間を定めて、その貨物の受取を催促し、若しくは拒絶又はその貨物を競売に付することがあります。

３　当店は、前項の規定により貨物を競売に付したときは、その代金を荷受人に対して通知します。

（危険品の処分）

第26条　当店は、爆発性、発火性その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。

２　当店は、前項の規定に違反して明告せず、又は明記しないで運送した貨物の全部又は一部が爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれがあるときは、これを公の官署に届け出て、その処分を求めることがあります。

（運搬運賃等又は利用運送等）

第27条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の倉庫業者、海運業者若しくは他の運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

２　前項の場合において、当店は、荷送人の指図により貨物の運送を中止し、又は他の倉庫業者、海運業者若しくは他の運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

（運送状又は貨物引換証の交付）

第28条　当店は、荷送人の請求があったときは、運送状を交付します。

２　当店は、荷送人の請求があったときは、貨物引換証を交付します。

（運賃、料金等の収受方法）

第29条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

２　運賃及び料金は、営業所その他の事務所の店頭に掲示します。

３　当店は、収受した運賃及び料金の領収証は発行しません。

（運賃、料金等の収受方法）

第30条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷受人から運賃、料金等を収受します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷受人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

３　当店は第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を収受することを認めることがあります。

（延滞料）

第31条　当店は、貨物を引渡したときまでに、荷受人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引渡した日の翌日から起算して七日を経過した日から、その支払をする日までの期間に対し、年利十四・五％の割合で、延滞料を請求することがあります。

（運賃請求権）

第32条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

２　当店は、貨物の全部又は一部滅失したときは、運賃、料金等の全額の三分の一を減額します。

３　前項の規定は、当該運送が二以上の貨物の運送であるときは、滅失した貨物の運賃、料金等の額に応じて、これを減額します。

（運賃請求権）

第33条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

２　当店は、貨物の全部又は一部滅失したときは、運賃、料金等の全額の三分の一を減額します。

３　前項の規定は、当該運送が二以上の貨物の運送であるときは、滅失した貨物の運賃、料金等の額に応じて、これを減額します。

（指図に応じない場合）

第34条　当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

２　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第五節　事故

（事故の際の措置）

第35条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人又は荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の滅失、き損又は延着の事由が消滅しないとき。

二　貨物の滅失、き損又は延着の事由が消滅しないとき。

２　当店は、前項の場合において、荷送人又は荷受人が同項の期間内に前項の指図がないときは、荷送人又は荷受人の負担で、その貨物を競売に付することがあります。

（危険品等の処分）

第36条　当店は、第十五条の規定による明告及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。

２　前項の場合において、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その処分をした旨を通知します。

（事故証明書の発行）

第37条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間内の滞りの日から十カ月以内に限り、事故証明書を発行します。

２　当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関しその数量、程度又は引渡しの日時について証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、これをします。ただし、特別の事情があるときは、この限りでありません。

３　前項の場合において、当店は、事故証明書を発行します。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第38条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一項の規定にかかわらず、荷送人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）

第39条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物運送通知書等に品名、品質、重量、容積又は個数を記載したときは、その記載について責任を負いません。

２　当店は、前項の場合において、荷送人の申告により運送受託書、貨物運送通知書等に品名、品質、重量、容積又は個数を記載しなかったために生じた損害については、責任を負いません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第40条　当店は、運送状又は貨物引換証の記載又は荷送人の申告が不完全又は不明であったために生じた損害については、その責任を負いません。

２　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人は、その損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第41条　当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗の過不足、腐敗又は臭気

二　当該貨物の性質によるかび発火、爆発、ねん、かび、腐敗、変色、さび、こわれ、かけ、ひび、漏出、蒸発、減量、乾燥、発酵その他これに類似する事由

三　同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天変

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第42条　当店は、高価品については、荷送人が申込をするに当たりその種類及び価額を告知しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第43条　当店の責任は、貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷送人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。

２　ただし、貨物に一定の保存をすることを約したときは、この限りでありません。

３　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（損害賠償額の制限）

第44条　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

２　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額から、その滅失又はき損がなかったときの貨物の引渡しがあった日の到着地の価額の差額によってこれを定めます。

３　前条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が引き取らなかった貨物については、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

（運賃請求権）

第45条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

２　当店は、貨物の全部又は一部滅失したときは、運賃、料金等の全額の三分の一を減額します。

３　前項の規定は、当該運送が二以上の貨物の運送であるときは、滅失した貨物の運賃、料金等の額に応じて、これを減額します。

（中間運送人の権利）

第46条　当店は、当店より後の運送事業者は、当店に代わってその権利を行使します。

（責任の時効）

第47条　当店の責任は、貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷送人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。

２　ただし、貨物に一定の保存をすることを約したときは、この限りでありません。

３　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（損害賠償額の類）

第48条　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

２　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額から、その滅失又はき損がなかったときの貨物の引渡しがあった日の到着地の価額の差額によってこれを定めます。

３　第三十条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が引き取らなかった貨物については、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

４　前条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が引き取らなかった貨物については、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

（運賃請求権）

第49条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

２　当店は、貨物の全部又は一部滅失したときは、運賃、料金等の全額の三分の一を減額します。

３　前項の規定は、当該運送が二以上の貨物の運送であるときは、滅失した貨物の運賃、料金等の額に応じて、これを減額します。

（指図に応じない場合）

第50条　当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

２　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第51条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人又は荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の滅失、き損又は延着の事由が消滅しないとき。

二　貨物の滅失、き損又は延着の事由が消滅しないとき。

２　前項の場合において、荷送人又は荷受人が同項の期間内に前項の指図がないときは、荷送人又は荷受人の負担で、その貨物を競売に付することがあります。

（危険品の処分）

第52条　当店は、第十五条の規定による明告及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。

２　前項の場合において、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その処分をした旨を通知します。

（事故証明書の発行）

第53条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間内の滞りの日から十カ月以内に限り、事故証明書を発行します。

２　当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関しその数量、程度又は引渡しの日時について証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、これをします。ただし、特別の事情があるときは、この限りでありません。

３　前項の場合において、当店は、事故証明書を発行します。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第54条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一項の規定にかかわらず、荷送人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）

第55条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物運送通知書等に品名、品質、重量、容積又は個数を記載したときは、その記載について責任を負いません。

２　当店は、前項の場合において、荷送人の申告により運送受託書、貨物運送通知書等に品名、品質、重量、容積又は個数を記載しなかったために生じた損害については、責任を負いません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第56条　当店は、運送状又は貨物引換証の記載又は荷送人の申告が不完全又は不明であったために生じた損害については、その責任を負いません。

２　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人は、その損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第57条　当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗の過不足、腐敗又は臭気

二　当該貨物の性質によるかび発火、爆発、ねん、かび、腐敗、変色、さび、こわれ、かけ、ひび、漏出、蒸発、減量、乾燥、発酵その他これに類似する事由

三　同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天変

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第58条　当店は、高価品については、荷送人が申込をするに当たりその種類及び価額を告知しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第59条　当店の責任は、貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷送人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。

２　ただし、貨物に一定の保存をすることを約したときは、この限りでありません。

３　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（損害賠償額の類）

第60条　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

２　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額から、その滅失又はき損がなかったときの貨物の引渡しがあった日の到着地の価額の差額によってこれを定めます。

３　第三十条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が引き取らなかった貨物については、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

４　前条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が引き取らなかった貨物については、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

（運賃請求権）

第61条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

２　当店は、貨物の全部又は一部滅失したときは、運賃、料金等の全額の三分の一を減額します。

３　前項の規定は、当該運送が二以上の貨物の運送であるときは、滅失した貨物の運賃、料金等の額に応じて、これを減額します。

（指図に応じない場合）

第62条　当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

２　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第七節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第63条　当店は、引き受けた運送に対しては、運輸大臣に届け出た運賃及び料金を収受します。

２　運賃及び料金は、営業所その他の事務所の店頭に掲示します。

３　当店は、収受した運賃及び料金の領収証は発行しません。

（運賃、料金等の収受方法）

第64条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

３　当店は第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を収受することを認めることがあります。

（延滞料）

第65条　当店は、貨物を引渡したときまでに、荷受人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引渡した日の翌日から起算して七日を経過した日から、その支払をする日までの期間に対し、年利十四・五％の割合で、延滞料を請求することがあります。

（運賃請求権）

第66条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

２　当店は、貨物の全部又は一部滅失したときは、運賃、料金等の全額の三分の一を減額します。

３　前項の規定は、当該運送が二以上の貨物の運送であるときは、滅失した貨物の運賃、料金等の額に応じて、これを減額します。

（指図に応じない場合）

第67条　当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

２　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第八節　責任

（責任の始期）

第68条　当店の貨物の滅失、き損について、荷受人から受け取った時に始まります。

（責任と兼証）

第69条　当店は、貨物の運送に関し、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着につき損害賠償の責任を負います。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第70条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一項の規定にかかわらず、荷送人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）

第71条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物運送通知書等に品名、品質、重量、容積又は個数を記載したときは、その記載について責任を負いません。

２　当店は、前項の場合において、荷送人の申告により運送受託書、貨物運送通知書等に品名、品質、重量、容積又は個数を記載しなかったために生じた損害については、責任を負いません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第72条　当店は、運送状又は貨物引換証の記載又は荷送人の申告が不完全又は不明であったために生じた損害については、その責任を負いません。

２　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人は、その損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第73条　当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗の過不足、腐敗又は臭気

二　当該貨物の性質によるかび発火、爆発、ねん、かび、腐敗、変色、さび、こわれ、かけ、ひび、漏出、蒸発、減量、乾燥、発酵その他これに類似する事由

三　同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天変

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第74条　当店は、高価品については、荷送人が申込をするに当たりその種類及び価額を告知しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第75条　当店の責任は、貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷送人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。

２　ただし、貨物に一定の保存をすることを約したときは、この限りでありません。

３　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（損害賠償額の類）

第76条　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

２　貨物に一部滅失又はき損があった場合の損害賠償額は、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額から、その滅失又はき損がなかったときの貨物の引渡しがあった日の到着地の価額の差額によってこれを定めます。

３　第三十条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が引き取らなかった貨物については、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

４　前条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が引き取らなかった貨物については、その貨物の引渡しがあった日の到着地の価額によって、その滅失又はき損をした部分の価額の割合に応じて算定します。

（運賃請求権）

第77条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

２　当店は、貨物の全部又は一部滅失したときは、運賃、料金等の全額の三分の一を減額します。

３　前項の規定は、当該運送が二以上の貨物の運送であるときは、滅失した貨物の運賃、料金等の額に応じて、これを減額します。

（指図に応じない場合）

第78条　当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

２　前項の規